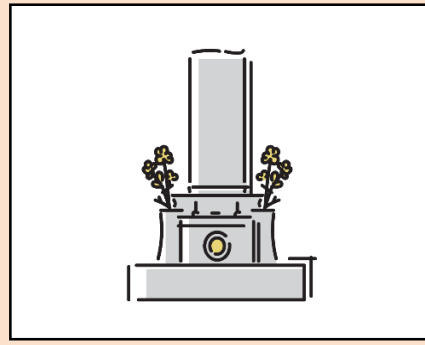
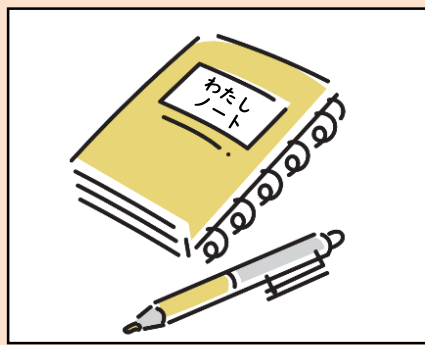


老いじたく 情報登録事業



～老いじたくの準備ができた方必見！～

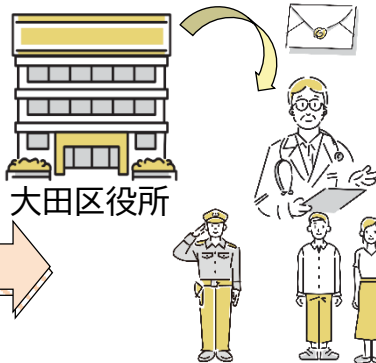
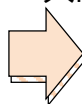
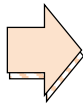


突然倒れてしまったら
自分の意向を誰にも
伝えられない…

このようなとき、自分の意向をあらかじめ登録しておく
ことで希望に沿った対応につなげることができます。

大田区では、老いじたくに関する情報を区に登録し、
もしもの時に登録情報を指定した方等にお伝えします。

情報提供の流れ



①老いじたくに
関する情報を登録

②病気や事故または
死亡により意思表示が
できなくなる

③医療機関、警察、登録者が
指定した人へ区が老いじたく
情報を提供する

④あらかじめ登録した
自らの思いを実現

老いじたく情報登録事業のご案内

(1) 登録項目 ※①～④は必須登録



- ① 緊急連絡先、情報提供者
- ② 本籍、筆頭者
- ③ かかりつけ医療機関
- ④ 既往歴、現病歴（アレルギー含）
- ⑤ リビングウィルの保管場所
（延命治療・終末期医療の意思）
- ⑥ エンディングノートの保管場所
- ⑦ 任意後見契約先と契約書の保管場所
- ⑧ 死後事務委任契約・老いじたくに関する
生前契約先と契約書の保管場所
- ⑨ 遺言書の保管場所
- ⑩ お墓の所在地

(2) 情報提供者

医療機関、警察、
大田区福祉機関及び
登録者が指定した人へ
老いじたく情報を提供します

(3) 登録料

無料 です

(4) 登録対象者

大田区に住民登録がある
65歳以上 の方

老いじたくの準備は
お早めに！

老いじたくパンフレット 配布中！

自分らしい老いじたくを実現するためにも
準備を始めてみませんか？

概要版【赤】



これから老いじたくを考えてみ
ようとする方向けの内容です。



詳しくは
こちら

詳細版【青】



これから具体的に老いじたくを
取り組んでいく方向けの内容です。



詳しくは
こちら

※配布場所：福祉管理課（本庁舎8階）、大田区社会福祉協議会、
各特別出張所、老人いこいの家、シニアステーション、
地域包括支援センター など

問合せ
申請先

大田区福祉部福祉管理課

☎ 03-5744-1244